

袖ヶ浦市
パートナーシップ・
ファミリーシップ
届出制度
ガイドブック

袖ヶ浦市

目次

1	袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは	1
2	本制度を利用できる方	2
3	手続の流れ	3
4	届出に必要なもの	4
5	交付書類	5
6	証明カードの再交付	6
7	届出事項に変更があった場合	7
8	証明カードの返還	8
9	届出の無効	9
10	証明カードから氏名を削除したい場合	10
11	Q & A	11

1 袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

本制度は、「性別等にかかわらず、すべての人権が尊重され、一人ひとりが自分らしく生きることができる社会の実現」を目指し、互いを人生のパートナーとする2人が、パートナーシップを届出したこと及びその子や親等を家族として届出したことを市が証明することにより、法的な効果は生じないものの、2人及びその子や親等が様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものです。

パートナーシップとは・・・

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約束した双方に係る社会生活関係をいいます。

ファミリーシップとは・・・

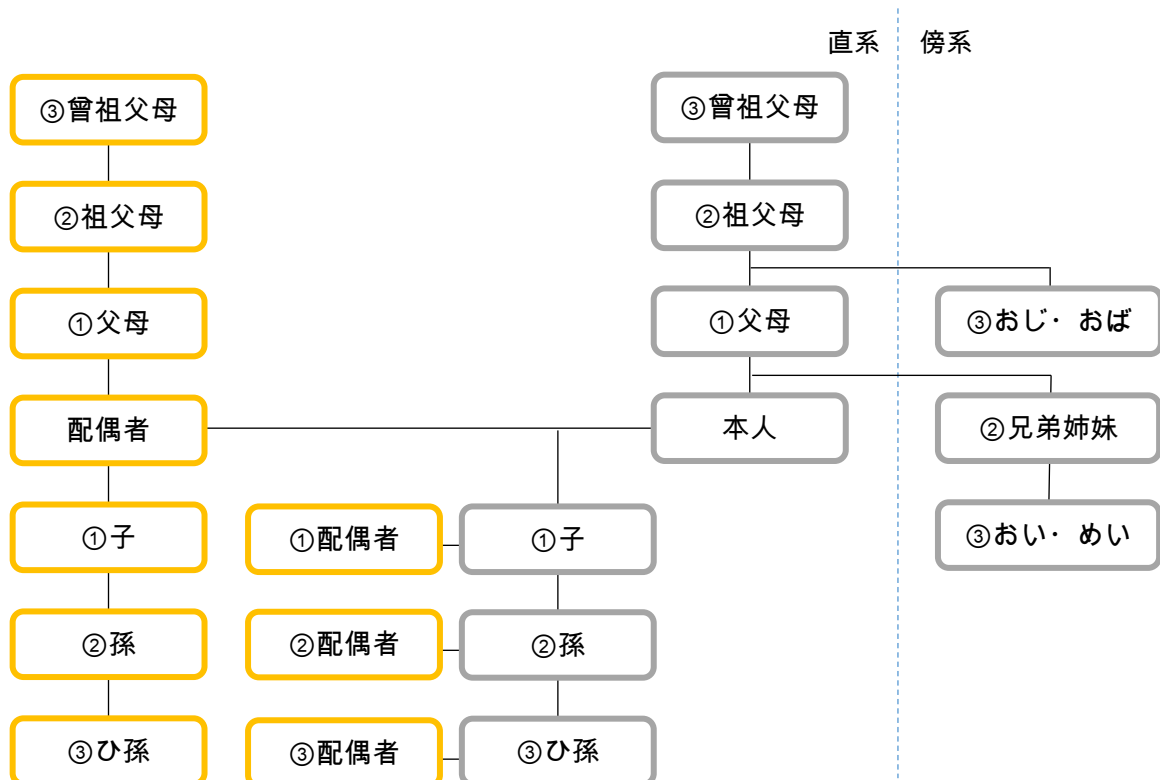
パートナーシップの関係にあるお2人又はどちらかにお子さんや親等とともに家族として暮らしていくことを約束した関係をいいます。

2 本制度を利用できる方

届出をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- 成年であること
- お二人又は一方が袖ヶ浦市民か、袖ヶ浦市へ転入予定であること
- 配偶者がいないこと
- 他の方とパートナーシップの関係（事実婚を含む）にないこと
- 民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと
- お二人又は一方に子や親等がいること
※ファミリーシップを届出する場合

制度を利用することができない者（近親者等）



3 手続の流れ

I 届出日の予約

届出を希望する日の原則3日前(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)までに、電話又はメールで来庁予約をしてください。

電話：0438-62-3102
メール：sode03@city.sodegaura.lg.jp

～予約受付時間～

電話：8:30～17:15(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)
メール：24時間受け付けます。

II 届出書の提出

- 予約した日時に必要書類(4ページ参照)を持って、市民協働推進課へお越しください。
 - ※可能な限り、お二人で手続をお願いします。
 - ※お一人で手続された場合には、もう一方の方へ届出を受理したことを連絡します。
 - ※代理人による手続はお受けできません。
- 届出時に本人確認を行い、必要書類及び届出要件を満たしているかなどの確認を行います。

III 証明カードの交付

- お二人又は一方が袖ヶ浦市民である場合
 - ・『パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード』(以下「証明カード」とします。)を後日交付します。
 - ・届出書提出の際に交付日を調整します。
 - ※概ね、1週間程度お時間をいただきます。
 - ・郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を張り付けた角2封筒を、届出書提出の際にご持参ください。
- ※お二人とも袖ヶ浦市に転入予定の場合
 - ・『転入予定受付票』を交付します。
 - ・転入した日から14日以内に、転入した方に係る住民票の写しを提出してください。その際に、『証明カード』を交付します。

4 届出に必要なもの

届出時

✓	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	届出書【様式第1号】	窓口で配布又は市HPからダウンロード
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●届出書に記載する全ての方のものを提出 ●届出する日前3か月以内に発行されたものに限る
<input type="checkbox"/>	戸籍全部事項証明書などの婚姻できることを証する書類	●届出する日前3か月以内に発行されたものに限る
<input type="checkbox"/>	※お二人かどちらかが外国籍の場合婚姻要件具備証明書か、独身証明書及びその書類の日本語翻訳文	●書類の取得が困難な場合は、その理由と婚姻要件を備えることを記入した書類
<input type="checkbox"/>	転入することを予定していることを証する書類 (2人とも市内に住所を有しない場合)	(例) 転出証明書、賃貸借契約書の写し等
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの本人確認書類	(例) 個人番号カード、パスポート、運転免許証等
<input type="checkbox"/>	通称名を使用していることが確認できる書類 (証明書等に通称名の使用を希望する場合)	(例) 郵便物、名刺、社員証、通帳等
<input type="checkbox"/>	※ファミリーシップを届け出る場合 子や親等であることを証する書類	(例) 続柄入りの住民票等

交付日

✓	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの本人確認書類	(例) 個人番号カード、パスポート、運転免許証等

※転入予定受付票を交付された方の場合
(転入後14日以内に行ってください。)

✓	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	転入予定受付票	届出書提出時に市が交付したもの
<input type="checkbox"/>	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●届出書に記載する全ての方のものを提出 ●転入後に発行されたものに限る
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの本人確認書類	(例) 個人番号カード、パスポート、運転免許証等

5 交付書類

パートナーシップ・ファミリーシップの届出が受理された場合、証明カードを交付します。

※パートナーのお二人にそれぞれ1部交付します。

証明カード（イメージ）

（表）

【第 号】	
年 月 日	
袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード	
<p>袖ヶ浦市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第6条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を受理したことを証明します。</p>	
(本人)	(パートナー)
様	様
年 月 日生	年 月 日生
袖ヶ浦市長 印	

（裏）

<p>この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市に届出されたことを証明するものです。</p> <p>届出証明カードの提示を受けた方は、上記趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。</p>	
戸籍上の氏名（※通称名使用の場合）	
(本人)	(パートナー)
様	様
ファミリーシップ対象者	ファミリーシップ対象者
様	様
年月日生	年月日生

6 証明カードの再交付等

証明カードを紛失、毀損、汚損した場合、次の申請手続を行うことによって、証明カードを再交付します。

I 申請日の予約

申請希望日の原則3日前（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）までに、電話又はメールで来庁予約をしてください。

電話：0438-62-3102

メール：sode03@city.sodegaura.lg.jp

～予約受付時間～

電話：8:30～17:15（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

メール：24時間受け付けます。

II 再交付の申請

予約した日時に必要書類を持って、市民協働推進課にお越しください。

※お一人での手続も可能です。

※代理人による申請はできません。

III 証明カードの再交付

必要書類を確認し、証明カードの再交付します。

必要書類

✓	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード再交付申請書【様式第4号】	窓口で配布又は市HPからダウンロード
<input type="checkbox"/>	住民票の写し及び戸籍全部事項証明書（宣誓日から3か月を超える場合）	宣誓する日前3か月以内に発行されたものに限る
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの本人確認書類	（例）個人番号カード、パスポート、運転免許証等

7 届出内容に変更があった場合

次の場合、届出内容の変更を行います。
また、必要に応じて証明カードの再発行を行います。

- ✓届出を行った住所に変更があったとき
- ✓氏名・通称名が変わったとき
- ✓その他届出内容に変更があったとき

I 届出日の予約

再交付に同じ

II 届出

予約した日時に必要書類を持って、市民協働推進課にお越しく下さい。
※お一人での手続も可能です。
※代理人による申請はできません。

III 証明カードの交付

必要書類を確認し、証明カードを再交付します。

必要書類

✓	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容・記載事項変更届兼再交付申請書【様式第5号】	窓口で配布又は市HPからダウンロード
<input type="checkbox"/>	変更した事実等が分かる書類	(例)住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)等
<input type="checkbox"/>	証明カード【様式第2号】	発行済みのもの(2部とも)
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの本人確認書類	(例)個人番号カード、パスポート、運転免許証等

8 証明カードの返還

次の場合、証明カードを返還してください。

なお、届出者の一方が亡くなったときは、証明カードの返還が必要ですが、ファミリーシップの届出を行っている場合には、届出書に記載されている方の同意によりファミリーシップを継続することができます。

- ✓ パートナーシップの関係を解消したとき
- ✓ 届出された方のどちらかがお亡くなりになったとき
- ✓ 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき

I 届出日の予約

再交付と同じ扱いです。

II 返還

予約した日時に必要書類をもって市民協働推進課にお越しく下さい。

※お一人での手続も可能です。

※代理人による申請はできません。

必要書類

✓	必要な書類	備考
<input type="checkbox"/>	パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード返還届【様式第6号】	窓口で配布又は市HPからダウンロード
<input type="checkbox"/>	証明カード【様式第2号】	発行済みのもので(2部とも)
<input type="checkbox"/>	顔写真付きの本人確認書類	(例)個人番号カード、パスポート、運転免許証等

9 届出の無効

次のいずれに該当する場合は、届出を無効とします。
無効となった場合、証明カードを返還してください。
なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明カードの交付番号を市HP上で公表します。

- ✓偽りその他不正な手段により、証明カードを受けたとき
- ✓証明カードを不正に利用したとき
- ✓市が規定する要件を満たさなくなったと認められるとき

10 証明カードから氏名を削除したい場合

ファミリーシップとして、証明カードの裏面に氏名が記載されている方で、証明カードからご自身の氏名を削除したい場合は、ご自身の申し立てにより削除することができます。

I 申立日の予約

再交付に同じ

II 申立

予約した日時に必要書類をもって市民協働推進課にお越しください。
※申立人お一人での手続も可能です。
※代理人による申請はできません。

III 証明カードの再交付

証明書等から申立人の氏名を削除する場合は、新たに証明カードを再交付します。
※申立人及び届出者での手続、申立人お一人での手続のどちらも可能です。

必要書類

✓	必要な書類	備考
□	パートナーシップ・ファミリーシップ届出等に関する申立書【様式第7号】	窓口で配布又は市HPからダウンロード
□	顔写真付きの本人確認書類	(例) 個人番号カード、パスポート、運転免許証等

1 1 Q & A

No.	Q	A
1	制度の利用に費用はかかりますか？	制度の利用や証明カードの交付に費用はかかりません。 ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。
2	届出のための書類はどこで入手できますか？	市民協働推進課の窓口又は袖ヶ浦市HPで入手できます。
3	制度の利用に際して、通称名は使用できますか？	使用できます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証等）を届出時に提示してください。
4	プライバシーは守られますか？	各種手続の際は必ず事前予約をしていただき、個室を用意します。 また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることを徹底します。 さらに、市職員においても、プライバシーに関して守秘義務を徹底します。
5	同性カップルしか届出できませんか？	同性カップルに限定していませんので、異性間における事実婚等の場合も要件を満たしていれば届出することができます。 ただし、お二人に婚姻に準じた意思があることが必要です。
6	外国籍の場合も届出できますか？	外国籍の方も届出を行うことができます。外国籍の方の場合は、届出に必要な書類として、大使館又は領事館が発行する婚姻要件具備証明書（届出日以前3か月以内に発行されたもの）等の独身を証明できる書類に日本語訳を添えて提出してください。
7	養子縁組をしている場合は届出できませんか？	パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は届出することができますので、事前にご相談ください。
8	袖ヶ浦市に住んでいなくても届出をすることはできますか？	お二人又は一方が市内に転入予定であれば届出は可能です。
9	同居していなくても届出をすることはできますか？	同居していなくても届出は可能です。
10	自署できない場合は、代筆してもらうことは可能ですか？	届出書に自署することができない場合は、代筆が可能です。

No.	Q	A
11	必要書類を郵送して、証明カードを郵送してもらうことはできますか？	郵送での届出には対応していませんが、希望する場合、証明カードの交付については郵送も可能です。
12	平日以外の希望する日や時間に宣誓できますか？	届出できるのは、平日（年末年始除く）の午前9時00分から午後4時30分までです。
13	証明カードはすぐにもらえますか？	要件確認や証明カードの作成に時間を要するため即日交付はできません。ご了承ください。
14	市外に転出するときはどうすればいいですか？	転出により、お二人とも袖ヶ浦市民でなくなる場合、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに、証明カードを返還してください。 お二人のうちどちらか一方のみが袖ヶ浦市から転出する場合は、記載事項変更の手続をしてください。
15	届出書や必要書類の保存期間を教えてください。	原則30年の保存とします。なお、証明カードに有効期限はありません。
16	証明カードは再交付できますか？	紛失、毀損、汚損等した場合に再交付します。
17	なりすましや偽造等の悪用をされることはないでしょうか？	届出をする際には、独身であることを証明する書類（戸籍謄本、独身証明書等）の提出と本人確認を行うための身分証明書の提示を求め、なりすまし等を防止します。 また、届出の要件に該当しないことが判明した場合は、当該届出を無効とし、証明カードの返還を求めます。 なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明カードの交付番号を市HP上で公表します。
18	届出をすることでどのようなサービスを受けられますか？	袖ヶ浦市の一部の手続やサービスについて、届出をされた方が利用可能になるものや手続が円滑に行われるものがあります。 また、民間事業者の中にも、一定の要件を満たしていれば証明書等を提示することで受けられるサービスに対応している事業者があります。
19	届出することで、受けられるサービスはどこで確認できますか？	サービスについては、市HP上に掲載しておりますので、ご確認ください。

【 本制度に関する市HP 】



令和6年4月発行

袖ヶ浦市 市民生活部 地域コミュニティ課

電話：0438-62-3102

FAX：0438-62-3165

Mail：sode03@sodegaura.chiba.jp